

## 北九州市地域おこし協力隊募集要項

北九州市は、関門海峡を隔てて本州に面した九州の最北端に位置するまちです。中心市街地である小倉は、九州の玄関口としてすべての新幹線が停車し、利便性にも優れています。

製造業中心に発展してきた都市であるものの、小倉南区南部や若松区西部を中心に農地が分布し、市域の4割を森林が占め、日本海（豊前海）と瀬戸内海（豊前海）の両方に面するなど自然に恵まれており、市民に身近なところで農林水産業が営まれています。

本市の農地は、主に門司区東部、小倉南区、八幡西区南部、若松区に分布しています。作付面積では水稻が7割を占めていますが、生産額では野菜が5割以上を占めています。キャベツ、トマト、すいか、しゅんぎく、ブロッコリー、ほうれんそうなどが代表的な品目です。

畜産業では、小倉南区、若松区を中心に肉用牛が約600頭、乳用牛が約40頭飼養されており、黒毛和牛の一部は「小倉牛」のブランドで販売されています。

鶏は、小倉南区八幡西区、若松区で約3万羽が飼養されています。

水産業では、関門海峡をはさんで日本海（筑前海）と瀬戸内海（豊前海）に面しており、これら三つの海域の特性に応じたタイ、ブリ、ヒラメ、タコ等の漁業が営まれ、「カキ養殖」も盛んです



また、北九州市の若松区では、海側の若松北海岸エリアにおいて、規制の緩和を行い、地域の食・景観・自然とのふれあい・農林水産物等を活用した観光関連施設（飲食店、農林水産物直売所、体験農園等サービス、宿泊施設、CAFÉ、喫茶店、お土産物屋など）の立地が可能となりました。

北九州市では、その若松北海岸近辺を、主な活動フィールドとし、北九州市西部の農林水産物をSNSなどで広報することを通じて、ブランド化、高付加価値化につながる活動をする、地域おこし協力隊を募集します。

将来的には、今回の業務で得た知識・人脈を活かし、本市の農林水産物の特性を活かした、農林水産物の直売所や地元農林水産物の料理を提供するC A F Eなどをオープンするなど、自らの定住に向けた生活基盤を構築することを目的としています。

## 1 活動内容

北九州市の農林水産物の広報を通じて、農業、水産業、畜産業、林業の幅広い知識を形成し、また農家や漁師などの農林水産関係者と人脈を形成することで、3年間の活動後の生活基盤を検討しながら活動を行い、地域への定住、定着を図るものです。

### メインの活動

#### (1) 北九州市西部の農林水産物の広報

- ① 農林水産関係者等にて取材活動を行い、広報活動（S N Sによる情報発信や広報誌作成など）を行う。
- ② 北九州市西部の農林水産物を取り扱っている料理店などの料理を取り材して広報する。
- ③ 市内の大学や高校などでも、地元農林水産物の調理なども勉強しており、学生と連携した広報活動を行う。
- ④ 農林課が運営しているホームページ「地元いちばん」のコンテンツ充実。  
<https://jimoto1ban.jp/>



#### (2) 農林水産物のブランド化

新しい視点で北九州市西部の新たな魅力を発見し、農林水産物のブランド化に向けて商品施策の検討・実施

## 【業務のビジョン（イメージ）】

1年目 2年目	情報収集・人脈形成期間  ・主に北九州市西部の農林水産物の生産者へ取材を重ね、SNS等による広報を行う。 ・大学や高校、農産物取り扱い店舗、料理店などにも取材範囲を拡げ、地元農林水産物を広報する。
3年目	企画・実行期間（将来的な生活基盤の形成を具体的に実行する。）  ・2年間の隊員経験を活かし、ブランド化や自分で考えたアイデアを実行。

※このイメージはあくまで一例です。業務については、地域や市と十分に協議し、それが共通認識を持った上で、進捗状況に応じた取組を行っていただきます。

## 2 応募条件

- ・地域おこし協力隊の特別交付税措置に係る地域要件を満たしている方

※条件に適合するかどうかは国の地域要件確認表で確認いただくか、

（総務省HP）[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000862229.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000862229.pdf)

下記の問い合わせ先までご連絡ください。

- ・北九州市の地域活性化に意欲があり、地域住民とともに積極的に活動できる方
- ・隊員として委嘱後に北九州市内（西部）に住民票及び生活拠点を移すことのできる方
- ・普通自動車運転免許証を所持し、実際に運転できる方
- ・基本的なパソコン操作（Word・Excel）、インターネットやSNS等を活用できる方

## 【次のいずれにも該当しないこと】

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者



(4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき  
関係を有していると認められる者

#### <求める人物像>

- ・生産者などの関係者とのコミュニケーションを取る意思を有し、かつ、誠実に任務を遂行できる方
- ・食の問題、生産者等の活動に興味があり、行政や生産者等とのコミュニケーションが図れ、積極的に活動ができる方
- ・農林課が関連するイベント等に関心を持ち、積極的に参加できる方



#### 【こんな人物は大歓迎です！】

生産者の話にしっかりと耳を傾け、普段の会話の中から問題点を聞き出してくれる  
聴き上手な人

長年守り続けてきた生産者の「想い」を大切にしながら、その発展に向けて考え、  
行動するフットワークの軽い人

「関わった人を笑顔にする」という視点を大切にして、失敗してもへこたれない  
ユーモアのある人

### 3 募集人数

1名

### 4 活動地域

主に北九州市西部の若松北海岸エリアの農村地域

※住居は農村地域に限らず市内の住宅に居住して活動をしていただきます。

### 5 委嘱形態・契約期間

(1) 個人事業主として市と委託契約を締結します。

※市との雇用関係はありません。

(2) 当初の委嘱期間は、契約日から同一年度の年度末までとなります。

ただし、業務の実績等を勘案し、最初の契約開始日から起算して最長で3年間  
まで延長（契約更新）することができます。

(3) 副業については、地域おこし協力隊業務に支障のない範囲であれば可能としま  
す。

### 6 委託料

下記の（1）、（2）が対象となります。

なお、生活に必要な家財道具、家電製品、光熱水費等は自己負担です。

#### 初年度

##### (1) 報償費相当分

年間3,500千円以内（契約期間および月の活動日数等により限度額は異なる）

※個人で国民年金、国民健康保険に加入していただきます。

##### (2) 地域活動に必要な経費相当分

年間2,000千円以内（契約期間により限度額は異なる）

・住居、活動用車両の借上費

※地域振興活動を目的とした活動のため、着任当初は市内の任意の賃貸住宅に居住していただきます。（家賃は活動費で支出可能）

・活動旅費等移動に要する経費

・作業道具、消耗品等に要する経費

（例：パソコン、文房具、プリンター用インク、印刷用紙、記録用カメラ等）

・隊員の研修に要する経費（旅費及び参加費）

※活動に必要な経費を請求する場合は、市の指定する請求書に領収書を添えて活動月の翌月の5日までに市に提出していただきます。



## 7 応募方法（郵送のみ）

(1) 応募期限 **令和8年4月30日（木）必着**

(2) 提出書類  
①北九州市地域おこし協力隊応募用紙（所定様式）  
②住民票（3ヶ月以内に取得したもの）  
③普通自動車運転免許証の写し

(3) 応募先 11 応募・お問い合わせ先を参照

## 8 選考方法

選考については、締切日で取りまとめ、第1次選考を行います。第1次選考は書類選考、第2次選考は面接とします。

### (1) 第1次選考

応募用紙をもとに書類選考をします。選考結果は、応募者全員に文書で通知します。

### (2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に第2次選考（面接試験）を行います。日時及び場所などの詳細については、別途お知らせします。

### (3) その他

応募に係る経費（書類申請、面接試験に伴う交通費等）は、全て応募者の負担となります。

## 9 活動開始予定日

活動開始日は、**令和8年5月以降**（最終選考合格者との相談のうえ決定）から  
※**最長3年**まで1年ごとに契約延長あり

## 10 その他

- (1) 選考中及び業務中に発生した事故について、原則として市は一切の責任を負いません。
- (2) 住民票の異動は、必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募資格者でなくなり、契約取り消しとなる場合があります。
- (3) ただし、令和8年度予算が2月議会で承認されなかった場合は、募集を中止することがあります。

## 11 応募・お問い合わせ先

北九州市 産業経済局農林水産部農林課

管理係（担当：松浦、尾崎）

〒803-8501 福岡県北九州市小倉北区城内1番1号

電話：093-582-2078（直通） FAX：093-582-1202

Mail：[san-nourin@city.kitakyushu.lg.jp](mailto:san-nourin@city.kitakyushu.lg.jp)

